

## 住民税均等割のみ課税世帯などに対する価格高騰重点支援給付金

物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯などを対象に、給付金を支給します。  
また、18歳以下の児童を扶養している世帯には子ども加算給付金も支給します。  
申請方法など詳しくは、お問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

### 住民税均等割のみ課税世帯の方（10万円）

**対象** 2023年12月1日時点で千葉市に住民登録があり、次のいずれかに該当する世帯

- ・世帯全員の2023年度分の住民税が均等割のみ課税
- ・世帯に2023年度分の住民税非課税の方と均等割のみ課税の方がいる
- \*住民税が課税されている方の扶養親族等のみの方を除く

**給付額** 1世帯につき10万円

**申請手続** 2023年1月1日時点で千葉市に住民登録がある世帯は、2月26日(月)以降に確認書を送付します。内容を確認の上、返送してください。  
2023年1月2日以降に千葉市に転入した方がいる世帯は、個別に申請手続が必要です。

**申請期限** 5月31日(金)消印有効

詳しくは、[千葉市 給付金 10万円](#)

### 住民税非課税世帯の方（7万円）

**対象** 2023年12月1日時点で千葉市に住民登録があり、世帯全員の2023年度分の住民税均等割が非課税である世帯  
\*住民税が課税されている方の扶養親族等のみの方を除く

**給付額** 1世帯につき7万円

**申請手続** 次のいずれかに該当する世帯は、申請手続が必要です。  
・確認書（2月に送付済み）が届いた世帯は、返送が必要です。  
・2023年1月2日以降に千葉市に転入した方がいる世帯は、個別に申請手続が必要です。

**申請期限** 4月30日(火)消印有効

詳しくは、[千葉市 給付金 7万円](#)

### 住民税が非課税などになる収入の目安

世帯構成例	収入の目安	住民税非課税	住民税均等割のみ課税
扶養人数3人（夫婦と小学生の子2人、給与収入）		256万円未満	271.6万円未満
扶養人数1人（65歳以上の夫婦、年金収入）		211万円以下	222万円以下
65歳以上の単身（年金収入）		155万円以下	
*標準的な社会保険料、配偶者控除(単身世帯を除く)を適用			

### 18歳以下の児童を扶養している世帯の方（5万円）

**対象** 【左記】のいずれかの給付金を受給し、18歳以下（2005年（平成17年）4月2日以降出生）の児童を扶養している世帯

**給付額** 児童1人につき5万円

**申請手続** ・【左記】のいずれかの給付金を口座振込で受給し、2023年12月1日時点で、同一世帯で児童を扶養している世帯は、2月14日(水)以降順次、支給決定通知書を送付します。手続は不要です。  
・上記以外の世帯（2023年12月2日以降に生まれた児童を扶養している世帯、住民票が別にある児童を扶養している世帯など）は個別に申請手続が必要です。

詳しくは、[千葉市 給付金 5万円](#)

### 相談窓口（支給対象の確認・申請は不可）

**日時** 平日9:00～11:30、12:30～17:00

**会場** 中央保健福祉センター13階、花見川保健福祉センター3階、稲毛保健福祉センター1階、若葉区役所1階、緑保健福祉センター2階、美浜保健福祉センター4階

問市価格高騰重点支援給付金コールセンター ☎0120-592-028（平日9:00～17:00）

耳や言葉の不自由な方 ☎245-5541 📧kyuhukin-suisin@city.chiba.lg.jp

## 市販薬のオーバードーズの危険性を知っていますか？

近年、「生きづらさ」や「孤独」から一時的に逃れるために、市販薬を過剰に摂取（オーバードーズ）してしまう10代・20代の若者が急増しています。医薬品は用法・用量を守らず過剰に摂取すると、健康被害を引き起こしたり、やめられなくなったりする可能性があります。

詳しくは、[千葉市 薬物乱用](#)

### 保護者の方は、次の点に気を配りましょう

- ・家にある処方薬、市販薬が減っていませんか。
- ・子どもの部屋などに薬の箱や包装が散乱していませんか。
- ・自らSOSを出すことが苦手な子どももいます。子どもの話をじっくり聞くようにしましょう。
- ・対応に困った時は、信頼できる周りの人や相談窓口にご相談してみましょう。

**相談先** ・こころの健康センター ☎204-1582

- ・保健福祉センター健康課
- ・千葉葉の花家族会代表 ☎090-2543-7852
- ・そのほかの相談先は、[まもろうよ こころ](#)
- SNSで相談可能な相談先もあります。
- ・医療機関の検索は、[ちば医療ナビ](#)

問医療政策課 ☎245-5207 ☎245-5554

## いきいき活動外出支援

60歳以上の方で組織する団体が、研修や視察、ボランティア活動などで利用する民間バスの借り上げ費用の一部を補助します。

**対象** 市内在住の60歳以上の方11人以上で組織する団体

**補助内容** バスの借り上げにかかる経費（有料道路通行料、駐車場使用料、運転手の食事代、宿泊料などを除く）

**補助金額** 経費の2分の1

\*上限額＝乗車人数が11～29人の場合3万円、30人以上の場合4万円

**補助回数** 1年度2回まで

**申請期間** バス利用月の2カ月前の1日～末日（4・5月分はいずれも3月1日(金)～29日(金)に受け付け）

**申請方法** 申請書（ホームページから印刷。高齢福祉課でも配布）と必要書類を、〒260-8722千葉市役所高齢福祉課へ郵送または持参。

必要書類など詳しくは、[千葉市 バス補助](#)

問高齢福祉課 ☎245-5169 ☎245-5548

